

組織部速報

2021年5月12日
No. 50

国民投票法改正案 衆議院本会議を通過！！

憲法改正の手続きに関する国民投票法の改正案が、5月6日の衆議院憲法審査会を通過し、5月11日の衆議院本会議で与党などの賛成多数で可決され衆議院を通過しました。

これまで立憲民主党は、政党のCMやインターネット広告、運動資金等の規制を求めて反対していましたが、自民党が修正案を受け入れる形となり成立にむけ法改正手続きが加速しました。

国民投票法は、憲法を改正するかしないかを問う、国民の直接投票に関する具体的な手続きを定めたものです。

今年の10月までに確実に行なわれる衆議院議員総選挙では憲法改正が争点の目玉となることは間違いありません。

貨物労組は平和憲法を守るため、改憲に反対するJR総連の仲間やあらゆる市民団体と連帯を強化し、憲法改悪反対を強く訴えていきます。

<新たに盛り込むとしている7項目>

- (1) 「選挙人名簿の閲覧制度」への一本化
- (2) 「出国時申請制度」の創設
- (3) 「共通投票所制度」の創設
- (4) 「期日前投票」の事由追加・弾力化
- (5) 「洋上投票」の対象拡大
- (6) 「繰延投票」の期日の告示期限見直し
- (7) 投票所へ入場可能な子供の範囲拡大

